

一般社団法人 東京経営者協会 会長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限に関する周知要請について

厚生労働行政の運営については、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。本特例の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日を申請期限としているところですが、今般、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限が令和2年9月30日まで延長されました。

また、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっています。

以上を踏まえ、申請期限に関する周知徹底を図るため、別添1のとおり、令和2年8月28日付で厚生労働省職業安定局長から経済団体等に対し要請を行ったところです。

つきましては、下記の事項について経済団体等の皆様の積極的な御対応をお願い申し上げます。

記

- 1 令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金の支給申請については、令和2年9月30日までに都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりませんので、必ず期限までに届くようご提出下さい。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

- 2 令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請については、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりません。

- 3 令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければ支給を行えません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、事業主が記載する欄があります。支給単位期間の末日から3か月以内が申請の期限となっていることから、事業主におかれましても、適切なご対応をよろしく申し上げます。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年7月10日(金)	令和2年9月30日(水)
令和2年7月	令和2年8月1日(土)	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年9月1日(火)	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年10月1日(木)	令和2年12月31日(木)

東京労働局長
土田 浩史